

生活衛生関係営業の施策の体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

【17業種】

- ①すし ②めん類 ③中華料理 ④社交 ⑤料理 ⑥一般飲食 ⑦喫茶 ⑧食鳥肉 ⑨食肉⑩氷雪 ⑪理容 ⑫美容
⑬興行場 ⑭旅館・ホテル ⑮簡易宿所 ⑯公衆浴場 ⑰クリーニング

組合員のみを対象

生衛業全般を対象

営業の振興の計画的推進

振興指針

厚生労働大臣

融資

(株)日本政策金融公庫
《生活衛生資金貸付》

事業者の自主的活動の促進

(社)全国生活衛生同業組合中央会
[政策要望の集約、顕彰等]

生活衛生同業組合連合会
(全国・業種単位)

生活衛生同業組合
(都道府県・業種単位)

指導 研修、共同事業

組合員

生活衛生関係業者

経営の健全化の指導

[行政の代行的機能]

(財)全国生活衛生営業指導センター

指導

(財)生活衛生営業指導センター

指導 相談

都道府県

保健所

衛生規制

食品衛生法、理容師法、美容師法、興業場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法

都道府県指導センターの位置付け

1. 生衛業の健全な発達を通じた衛生水準の維持向上、消費者・利用者の利益擁護が目的。
2. 行政による衛生規制だけでなく、事業者の自主的取組の指導・支援により、衛生水準を確保
3. 都道府県・保健所では行えないきめ細やかな指導・支援を実施しており、生衛業の振興の中核的機関
4. 全国指導センターと連携して生衛業の健全な発達のための指導・支援を実施